

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-4
提出年月日	令和5年6月14日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第26条 原子炉制御室等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.10.0）	とりまとめた資料-1	1-2)d.に以下の表2.1-4を追加した。 「別添1 表2.1-4 監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象」を追加【比較表p26-別添1-20】 上記追加に伴い、1-2)d.当社が自主的に変更したものの件数を変更した。 (旧) 下記3件 (新) 下記4件	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.10.0）	目次	目次に「3.運用、手順説明資料」の項目を追加し、別添3を本項目に紐づけた。（目次構成の社内統一化のため）	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.10.0）	26-1	目次に「3.運用、手順説明資料」の項目を追加し、別添3を本項目に紐づけた。（目次構成の社内統一化のため）	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.10.0）	26条-23	（内部火災）の構文内の用語を適正化した。 (旧) また、中央制御盤内で火災が発生した場合には、盤内の煙感知器により火災を感知し、～ (新) また、中央制御盤内で火災が発生した場合には、盤内の煙検出装置により火災を感知し、～	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.10.0）	26-38	（内部火災）の構文内の用語を適正化した。 (旧) また、中央制御盤内で火災が発生した場合には、盤内の煙感知器により火災を感知し、～ (新) また、中央制御盤内で火災が発生した場合には、盤内の煙検出装置により火災を感知し、～ また、相違理由欄においても用語を適正化した。 (旧) 煙感知器 (新) 煙検出装置	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.10.0）	26条-24 26条-25	気象観測設備等で把握する自然現象等を明確に記載した。 b. 気象観測設備等の設置 (旧) 風（台風）、竜巻、凍結、降水等による発電所構内の状況を把握するため、風向、風速、気温、降水量等を測定する気象観測設備を設置する。 また、津波及び高潮については、津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を設置する。 (新) 風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、地滑り、森林火災及び近隣工場等の火災による発電所構内の状況を把握するため、風向、風速、気温、降水量等を測定する気象観測設備を設置する。 また、津波襲来時、高潮発生時及び生物学的事象による海面変動を把握するため、津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を設置する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.10.0）	26-40	<p>気象観測設備等で把握する自然現象等を明確に記載した。</p> <p>b. 気象観測設備等の設置</p> <p>（旧） 風（台風）、竜巻、凍結、降水等による発電所構内の状況を把握するため、風向、風速、気温、降水量等を測定する気象観測設備を設置する。 また、津波及び高潮については、津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を設置する。</p> <p>（新） 風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、地滑り、森林火災及び近隣工場等の火災による発電所構内の状況を把握するため、風向、風速、気温、降水量等を測定する気象観測設備を設置する。 また、津波襲来時、高潮発生時及び生物学的事象による海面変動を把握するため、津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を設置する。</p> <p>上記記載に伴い、相違理由に以下を追加した。 【女川】記載の充実 ・気象観測設備等で把握する自然現象等を明確に記載</p>	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.10.0）	26条-25	<p>公的機関からの気象情報で把握する自然現象を明確に記載した。</p> <p>c. 公的機関から気象情報を入手できる設備の設置</p> <p>（旧） 地震、津波、竜巻、落雷等の発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中央制御室に電話、FAX及び社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。 【説明資料（2.1.1：p26 条-別添1-10）】</p> <p>（新） 地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響及び高潮で発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中央制御室に電話、FAX及び社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。 【説明資料（2.1.1：p26 条-別添1-10）（2.1.4：p26 条-別添1-20）】</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.10.0)	26-40	<p>公的機関からの気象情報で把握する自然現象を明確に記載した。 c. 公的機関から気象情報を入手できる設備の設置 (旧) 地震, 津波, 竜巻, 落雷等の発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため, 中央制御室に電話, FAX及び社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。 【説明資料(2.1.1:p26 条-別添1-10)】 (新) 地震, 津波, 風(台風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 落雷, 地滑り, 火山の影響及び高潮で発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため, 中央制御室に電話, FAX及び社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。 【説明資料(2.1.1:p26 条-別添1-10) (2.1.4:p26 条-別添1-20)】</p> <p>上記記載に伴い, 相違理由に以下を追加した。 【女川】記載の充実 ・公的機関からの気象情報で把握する自然現象を明確に記載</p>	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.10.0)	26-66	相違理由の適正化 (追加) 【女川】記載表現の相違	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.10.0)	26条-35	<p>気象観測設備等で把握する自然現象等を明確に記載した。 b. 気象観測設備等の設置 (旧) 風(台風), 竜巻, 凍結, 降水等による発電所構内の状況を把握するため, 風向, 風速, 気温, 降水量等を測定する気象観測設備を設置する。 また, 津波襲来時及び高潮時の海面変動を把握するため, 津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を設置する。 (新) 風(台風), 竜巻, 凍結, 降水, 積雪, 地滑り, 森林火災及び近隣工場等の火災による発電所構内の状況を把握するため, 風向, 風速, 気温, 降水量等を測定する気象観測設備を設置する。 また, 津波襲来時, 高潮発生時及び生物学的事象による海面変動を把握するため, 津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を設置する。</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.10.0）	26-66	気象観測設備等で把握する自然現象等を明確に記載した。 b. 気象観測設備等の設置 (旧) 風（台風）、竜巻、凍結、降水等による発電所構内の状況を把握するため、風向、風速、気温、降水量等を測定する気象観測設備を設置する。 また、津波襲来時及び高潮時の海面変動を把握するため、津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を設置する。 (新) 風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、地滑り、森林火災及び近隣工場等の火災による発電所構内の状況を把握するため、風向、風速、気温、降水量等を測定する気象観測設備を設置する。 また、津波襲来時、高潮発生時及び生物学的事象による海面変動を把握するため、津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を設置する。 上記記載に伴い、相違理由に以下を追加した。 【女川】記載の充実 ・気象観測設備等で把握する自然現象等を明確に記載	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.10.0）	26条-35	公的機関からの気象情報で把握する自然現象を明確に記載した。 (3) 公的機関から気象情報を入手できる設備の設置 (旧) 地震、津波、竜巻、落雷等の発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中央制御室に電話、FAX及び社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。 (新) 地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響及び高潮で発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中央制御室に電話、FAX及び社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.10.0)	26-67	<p>公的機関からの気象情報で把握する自然現象を明確に記載した。 (3) 公的機関から気象情報を入手できる設備の設置 (旧) 地震、津波、竜巻、落雷等の発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中央制御室に電話、FAX及び社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。</p> <p>(新) 地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響及び高潮で発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中央制御室に電話、FAX及び社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。</p> <p>上記記載に伴い、相違理由に以下を追加した。 【女川】記載の充実 ・公的機関からの気象情報で把握する自然現象を明確に記載</p>	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.10.0)	26条-別添1-1	<p>目次の項目を以下のとおり変更した。 (旧) 2.1.4 監視カメラにより把握可能な自然現象等 (新) 2.1.4 中央制御室にて把握可能な自然現象等</p>	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.10.0)	26-別添1-2	<p>目次の項目を以下のとおり変更した。 (旧) 2.1.4 監視カメラにより把握可能な自然現象等 (新) 2.1.4 中央制御室にて把握可能な自然現象等</p> <p>上記変更に伴う相違理由を追加した。 【女川】記載表現の相違 ・泊は監視カメラにより把握可能な自然現象等に加えて、監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象「表2.1-4」を追加し、中央制御室にて把握可能な自然現象等を明確にしたため</p>	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.10.0)	26条-別添1-10	<p>取水ピット水位計及び潮位計で監視する自然現象を明確に記載した。 (2) 取水ピット水位計及び潮位計 (旧) 津波襲来時及び高潮発生時の海水面水位変動を監視できる設計とする。</p> <p>(新) 津波襲来時、高潮発生時及び生物学的事象による海水面水位変動を監視できる設計とする。</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.10.0)	26-別添1-13	取水ピット水位計及び潮位計で監視する自然現象を明確に記載した。 (2)取水ピット水位計及び潮位計 (旧) 津波襲来時及び高潮発生時の海水面水位変動を監視できる設計とする。 (新) 津波襲来時、高潮発生時及び生物学的事象による海水面水位変動を監視できる設計とする。 上記記載に伴い、相違理由に以下を追加した。 【女川】記載の充実 ・取水ピット水位計及び潮位計で監視する自然現象を明確に記載(取水ピット水位計で津波、高潮及び生物学的事象を監視することは女川同様であり、実質的な相違はない)	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.10.0)	26条-別添1-12 26条-別添1-13 26条-別添1-16 26条-別添1-17 26条-別添1-18	最新版の屋外構内図(背景)を反映した。 なお、屋外構内図最新化による監視カメラの監視可能な画角範囲に変更はない。 (対象) 図2.1-2, 図2.1-3, 図2.1-4, 図2.1-5, 図2.1-6 屋外構内図の変更内容 ・道路線形修正 ・燃料タンク(SA)追加に伴う修正 ・展望台撤去	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.10.0)	26-別添1-15 26-別添1-17 26-別添1-18 26-別添1-19	最新版の屋外構内図(背景)を反映した。 なお、屋外構内図最新化による監視カメラの監視可能な画角範囲に変更はない。 (対象) 図2.1-2, 図2.1-3, 図2.1-4, 図2.1-5, 図2.1-6 屋外構内図の変更内容 ・道路線形修正 ・燃料タンク(SA)追加に伴う修正 ・展望台撤去	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.10.0)	26条-別添1-18	地滑り事象の監視方法について、モニタリングポストへの影響や代替設備による機能確保は6条側の観点であるため、切り分けた記載とした。 (旧) 地滑り地形、急傾斜地崩壊危険箇所設置されているモニタリングポストについては、地滑り、急傾斜地の崩壊の誘因となる地震の状況を公的機関等の情報で監視することとし、地滑り、急傾斜地の崩壊により機能喪失した場合は、それに伴い発信される異常警報にてその発生を把握し、代替設備による機能確保若しくは修復等の対応が可能である。 (新) 地滑り、土石流及び急傾斜地の崩壊は誘因となる降雨や地震の状況を気象観測設備や公的機関等からの情報で把握する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.10.0）	26-別添1-18	<p>地滑り事象の監視方法について、モニタリングポストへの影響や代替設備による機能確保は6条側の観点であるため、切り分けた記載とした。</p> <p>（旧） <u>地滑り地形、急傾斜地崩壊危険箇所</u>に設置されているモニタリングポストについては、<u>地滑り、急傾斜地の崩壊の誘因となる地震の状況を公的機関等の情報で監視することとし、地滑り、急傾斜地の崩壊により機能喪失した場合は、それに伴い発信される異常警報にてその発生を把握し、代替設備による機能確保若しくは修復等の対応が可能である。</u></p> <p>（新） <u>地滑り、土石流及び急傾斜地の崩壊は誘因となる降雨や地震の状況を気象観測設備や公的機関等からの情報で把握する。</u></p> <p>上記記載に伴い、相違理由に以下を修正した。</p> <p>（旧） 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因に～監視方法を記載（監視カメラ以外に地滑りを把握手段として公的機関の情報をを用いることは大飯と同様）</p> <p>（新） 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因に～監視方法を記載（監視カメラ以外に地滑りを把握手段として<u>気象観測設備や公的機関等の情報を用いることは大飯と同様</u>）</p>	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.10.0）	26条-別添1-20	<p>監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象を明確にするため、以下の記載を変更した。</p> <p>（旧）2.1.4 <u>監視カメラにより把握可能な自然現象等</u></p> <p>（新）2.1.4 <u>中央制御室にて把握可能な自然現象等</u></p> <p>（旧） 地震～監視カメラにより把握可能な自然現象等を表2.1-3に示す。</p> <p>（新） 地震～監視カメラにより把握可能な自然現象等を表2.1-3、<u>監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象（表2.1-3の自然現象等を除く。）を</u>表2.1-4に示す。</p> <p>（追加） 表2.1-4 <u>監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象</u></p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.10.0）	26-別添1-20	<p>監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象を明確にするため、以下の記載を変更した。</p> <p>（旧）2.1.4 監視カメラにより把握可能な自然現象等 （新）2.1.4 中央制御室にて把握可能な自然現象等</p> <p>（旧） 地震～監視カメラにより把握可能な自然現象等を表2.1-3に示す。 （新） 地震～監視カメラにより把握可能な自然現象等を表2.1-3、監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象（表2.1-3の自然現象等を除く。）を表2.1-4に示す。</p> <p>（追加） 表2.1-4 監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象</p> <p>上記記載に伴い、相違理由に以下のとおり修正、追加した。</p> <p>（旧） 【大飯】 記載内容の相違 ・大飯は外部状況を把握する設備により把握できる自然現象等を記載しているため、凍結、高潮の記載があるが、泊は女川に合わせて監視カメラにより把握可能な自然現象等を記載しているため、凍結、高潮は記載していない</p> <p>（新） 【大飯】 記載内容の相違 ・大飯は外部状況を把握する設備により把握できる自然現象等を記載しているが、泊は監視カメラと監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象等を分けて記載</p> <p>（追加） 【女川】 記載表現の相違 ・泊は監視カメラにより把握可能な自然現象等に加えて、監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象「表2.1-4」を追加し、中央制御室にて把握可能な自然現象等を明確にしたため</p> <p>【女川】 記載内容の相違 ・上記、【女川】 記載表現の相違と同様の理由</p> <p>【女川】 記載の充実 ・監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象を明確にするため、表2.1-4を追加</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 10. 0）	26条-別添1-20	表2. 1-3 監視カメラにより把握可能な自然現象等のうち、監視カメラ以外の設備等による把握手段について、記載を適正化した。 （追加） 降水：公的機関（降雨予報） 積雪：公的機関（大雪警報） 火山の影響：公的機関（噴火警報，降灰予報） 生物学的事象：潮位計 ^{※2} 森林火災：気象観測設備（風向，風速） 近隣工場等の火災：気象観測設備（風向，風速） （旧）取水ピット水位計 ^{※2} （新）取水ピット水位計 ^{※1} （旧）目視確認 ^{※1} （新）目視確認 ^{※3} （旧） ※1 建屋外で状況確認 ※2 取水口が閉塞した場合，取水ピットの水位が低下するため把握可能 （新） ※1 取水口が閉塞した場合，取水ピットの水位が低下するため把握可能 ※2 取水口が閉塞した場合，潮位と取水ピット水位に水位差が生じるため把握可能 ※3 建屋外で状況確認	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.10.0)	26-別添1-20	表2.1-3 監視カメラにより把握可能な自然現象等のうち、監視カメラ以外の設備等による把握手段について、記載を適正化した。 (追加) 降水: 公的機関(降雨予報) 積雪: 公的機関(大雪警報) 火山の影響: 公的機関(噴火警報, 降灰予報) 生物学的事象: 潮位計 ^{※2} 森林火災: 気象観測設備(風向, 風速) 近隣工場等の火災: 気象観測設備(風向, 風速) (旧) 取水ピット水位計 ^{※2} (新) 取水ピット水位計 ^{※1} (旧) 目視確認 ^{※1} (新) 目視確認 ^{※3} (旧) ※1 建屋外で状況確認 ※2 取水口が閉塞した場合、取水ピットの水位が低下するため把握可能(新) ※1 取水口が閉塞した場合、取水ピットの水位が低下するため把握可能 ※2 取水口が閉塞した場合、潮位と取水ピット水位に水位差が生じるため把握可能 ※3 建屋外で状況確認 上記記載に伴い、相違理由に以下を追加した。 【女川】記載の充実 ・監視カメラ以外の設備等による把握手段として、公的機関や気象観測設備にて把握する情報を明確に記載	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.10.0)	26条-別添1-22	表2.1-4を追加したため、以降の表番号を修正した。 (旧) 監視カメラ以外に～が可能なパラメータを表2.1-4に示す。 (新) 監視カメラ以外に～が可能なパラメータを表2.1-5に示す。 (旧) 表2.1-4 監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータ (新) 表2.1-5 監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータ	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.10.0)	26-別添1-22	表2.1-4を追加したため、以降の表番号を修正した。 (旧) 監視カメラ以外に～が可能なパラメータを表2.1-4に示す。 (新) 監視カメラ以外に～が可能なパラメータを表2.1-5に示す。 (旧) 表2.1-4 監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータ (新) 表2.1-5 監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータ	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.10.0)	26条-別添1-40	図2.4-10の図の三方弁の記載等の適正化、また、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合においては、A-アニュラス空気浄化ファンを細線に修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.10.0)	26-別添1-43	図2.4-10の図の三方弁の記載等の適正化,また,全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合においては,A-アニュラス空気浄化ファンを細線に修正した。	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.10.0)	26条-別添1-49~50	最新の要員数等を踏まえ,「表3.1-1 防護具」の配備数及び算出根拠を適正化した。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.10.0)	26-別添1-72	最新の要員数等を踏まえ,「表3.1-1 防護具」の配備数及び算出根拠を適正化した。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.10.0)	26条-別添2-1-8	弊社の同資料の1.4.1の記載,先行実績及び内規での表現を踏襲し,「原子炉建屋内」を「建屋内」に修正した。	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.10.0)	26-別添2-13	弊社の同資料の1.4.1の記載,先行実績及び内規での表現を踏襲し,「原子炉建屋内」を「建屋内」に修正した。	

以上,5/31一括提出時の適正化内容を示す。以降は,一括提出後の適正化内容を示す。

36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-20	女川欄について以下のとおり誤記を訂正した。 (旧) 閉回路循環運転 (新) 高性能エアフィルタ	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-24	女川欄について,読点を「,」から「、」に誤記を訂正した。	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-32	女川欄について以下のとおり誤記を訂正した。 (旧)(3) 中央制御室内での操作が困難な場合には,中央制御室以外からも,発電用原子炉をスクラム後の高温状態から低温状態に容易に導けるようにする。 (新)(3) 中央制御室内での操作が困難な場合には,中央制御室以外からも,原子炉をスクラム後の高温状態から低温状態に容易に導けるようにする。	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-33	女川欄について以下のとおり誤記を訂正した。 (旧) 【説明資料(2.1.1:p26条-別添1-2-1)(2.1.2:p26条-別添1-2-5)(2.1.3:p26条-別添1-2-9)(2.1.4:p26条-別添1-2-10)(2.1.5:p26条-別添1-2-11)】 (新) 【説明資料(2.2.1:p26条-別添1-2-12)(2.2.2:p26条-別添1-2-13)】	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-34	女川欄の設置許可引用枠を適正化した。(範囲拡大)	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-45	女川欄の設置許可引用枠を適正化した。(範囲縮小)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 11. 0)	26条-30	以下のとおり、社内ルールに基づき用語統一を図った。 (旧) 換気空調設備系統概略図を第8. 2. 1図～第8. 2. 4図に示す。 (新) 換気空調設備系統概要図を第8. 2. 1図～第8. 2. 4図に示す。	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-60	以下のとおり、社内ルールに基づき用語統一を図った。 (旧) 換気空調設備系統概略図を第8. 2. 1図～第8. 2. 4図に示す。 (新) 換気空調設備系統概要図を第8. 2. 1図～第8. 2. 4図に示す。	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-62	女川欄に炉心の著しい損傷が発生した場合の構文を追記した。	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 11. 0)	26条-33	以下のとおり、社内ルールに基づき用語統一を図った。 (旧) 第8. 2. 4 図 補助建屋換気空調設備系統図(中央制御室空調装置) (新) 第8. 2. 4 図 補助建屋換気空調設備系統概要図(中央制御室空調装置)	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-64	以下のとおり、社内ルールに基づき用語統一を図った。 (旧) 第8. 2. 4 図 補助建屋換気空調設備系統図(中央制御室空調装置) (新) 第8. 2. 4 図 補助建屋換気空調設備系統概要図(中央制御室空調装置)	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-別添1-7	女川欄について技術基準規則第38条第5項の表を適切なものに貼付け直した。	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-別添1-9, 10	女川欄について設置許可基準規則第59条の表を適切なものに貼付け直した。	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-別添1-11	女川欄について以下のとおり誤記を訂正した。 (旧) 表1. 1-4 重大事故対処設備に関する概要(59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備(1/2)) (新) 表1. 1-4 重大事故対処設備に関する概要(59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備) <u>(1/2)</u>	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-別添1-12	女川欄について以下のとおり誤記を訂正した。 (旧) 女川原子力発電所2号炉においては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 (新) 女川原子力発電所2号炉においては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-別添1-13	女川欄の半角カッコを全角カッコに訂正した。	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-別添1-44	女川欄について以下のとおり誤記を訂正した。 (旧) 図2. 4-10 中央制御室待避所加圧設備の系統概要図 (炉心の著しい損傷発生時、 <u>ブルーム</u> 通過中) (新) 図2. 4-10 中央制御室待避所加圧設備の系統概要図 (炉心の著しい損傷発生時、 <u>放射性雲</u> 通過中)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-別添1-45	女川欄について以下のとおり誤記を訂正した。 (旧) 中央制御室待避所の収容人数は、2号炉運転員7名(運転操作の統括を行う発電副長1名、運転操作対応を行う運転員5名)に余裕を考慮した合計12名が収容可能な設計とする。 (新) 中央制御室待避所の収容人数は、2号炉運転員7名(運転操作の統括を行う発電副長1名、運転操作の指揮、監視及び指示を行う発電副長1名、運転操作対応を行う運転員5名)に余裕を考慮した合計12名が収容可能な設計とする。	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-別添1-47	女川欄について以下のとおり誤記を訂正した。 (旧) 中央制御室待避所への空気の流入はないものとし、ブルーム通過中に収容する人数12名による10時間後の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の変化は、～ (新) 中央制御室待避所への空気の流入はないものとし、放射性雲通過中に収容する人数12名による10時間後の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の変化は、～	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-別添1-53	女川欄について以下のとおり誤記を訂正した。 (旧) 炉心の著しい損傷発生時のブルーム通過前・後、及びブルーム通過中の運転モードを、図2.4-17(2/2)に示す。 (新) 炉心の著しい損傷発生時の放射性雲通過前・後、及び放射性雲通過中の運転モードを、図2.4-17(2/2)に示す。	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-別添1-56	女川欄の図2.4-18及び図2.4-19の表題の「待機所」を「待避所」に訂正した。	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-別添1-58	女川欄の表2.4-5の酸素濃度計及び二酸化炭素計の台数欄の「予備1個」の後ろに「※」を追記した。(脱字訂正)	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-別添1-65	女川欄について以下のとおり誤記を訂正した。 (旧) 表2.5-1表 (新) 表2.5-1	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-別添1-65	女川欄について以下のとおり誤記を訂正した。 (旧) 図2.5-4 非常用照明下での中央制御室の状況 (新) 図2.5-4 非常灯照明下での中央制御室の状況	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 11. 0)	26-別添1-70	女川欄について以下のとおり誤記を訂正した。 (旧) 運転員は、原子炉格納容器フィルタベント系作動に伴うブルーム放出から10時間経過後は、～ (新) 運転員は、原子炉格納容器フィルタベント系作動に伴う放射性雲放出から10時間経過後は、～	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 11. 0)	26条-別添1-53	以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 図3.2-1 チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート (新) 図3.2-1 中央制御室チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添1-76	以下のとおり、女川欄の図の表題を訂正し、これを踏まえ泊欄の図の表題を適正化した。 女川欄 (旧) 図3.3-1 チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート (新) 図3.3-1 中央制御室チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート 泊欄 (旧) 図3.2-1 チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート (新) 図3.2-1 中央制御室チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r.11.0)	26条-別添1-59	「c.汚染検査」の②の文章を以下のとおり訂正した。 (旧) ～にて汚染検査を受ける。 (新) ～において汚染検査を受ける。	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添1-83	泊欄及び女川欄の「c.汚染検査」の②の文章を以下のとおり訂正した。 (旧) ～にて汚染検査を受ける。 (新) ～において汚染検査を受ける。	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添1-85	女川欄について以下のとおり誤記を訂正した。 (旧) プルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、 ～ (新) 放射性雲通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、 ～	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添1-87	女川欄について以下のとおり誤記を訂正した。 (旧) したがって、チェンジングエリア用の可搬型空気浄化設備についても プルーム通過時には運用しないことから、～ (新) したがって、チェンジングエリア用の可搬型空気浄化設備についても 放射性雲通過時には運用しないことから、～	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添1-125	女川欄について以下のとおり誤記を訂正した。 (旧) ・2号炉中央制御室待避所に退避する要員数の変更 (新) ・2号炉中央制御室待避所に待避する要員数の変更	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添1-133	女川欄に記載されていた青一点鎖線枠を大飯欄へ移動し訂正した。	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-71	女川欄について、画像で挿入している数式の下に不要なページ数が記載されていたため、削除した。	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-79他	女川欄について、下付きとすべき箇所が下付きになっていなかったため、修正した。これ以降のページにおいても上付き、下付きの不備が確認されたが、内容に関わるものではなく、ページ数も多いため、黄色マーカーによる識別と個別ページ数の記載は行わない。	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-87	女川欄について、画像で挿入している数式の下に不要なページ数が記載されていたため、削除した。	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-98	内規欄について、図3.1におけるBWRの場合の図については、女川でも言及がないため貼り付けていなかったが、追加で貼り付けを行った。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-102, 103	女川欄について、女川まとめ資料に記載のあった、図4.3及び図4.4(BWRの放射性物質の放出経路を示した図)について、記載が不足していたため追記した。	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-118	内規欄の脱字 「。」を追記した。	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-122	内規欄の脱字 「。」を追記した。	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-125	相違理由欄の誤記を修正 (旧) 吉舎表現 (新) 記載表現	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-128	内規欄の脱字 「。」を追記した。	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-132	内規欄について、図7.1 におけるBWRの場合の図については、女川でも言及がないため貼り付けていなかったが、追加で貼り付けを行った。	
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-139	内規欄について、図7.8 におけるBWRの場合の図については、女川でも言及がないため貼り付けていなかったが、追加で貼り付けを行った。	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-142	内規欄について、図7.11 におけるBWRの場合の図については、女川でも言及がないため貼り付けていなかったが、追加で貼り付けを行った。	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-142	内規欄の脱字 「)」を追記した。	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-143	内規欄の脱字 「,」を追記した。	
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-144	内規欄について、式(7.6)とその記号説明については、女川でも言及がないため貼り付けていなかったが、追加で貼り付けを行った。	
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-144	内規欄の脱字 「。」を追記した。	
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-144	内規欄の誤記 「×直交替による滞在時間割合」という記載が重複して記載されていたため削除	
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-147	内規欄の脱字 「に」を追記した。	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-148	内規欄について、図7.14 におけるBWRの場合の図については、女川でも言及がないため貼り付けていなかったが、追加で貼り付けを行った。	
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.11.0)	26-別添2-156	内規欄について、以下の記載が重複して記載されていたため削除した。 「a) 建屋影響を考慮しない場合 建屋の影響を考慮しない場合は、5.1.1(1)の方法で計算した建屋周辺の濃度分布の結果を用いる(図7.21)。」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.11.0）	26-別添2-158	内規欄について、図7.23 におけるBWRの場合の図については、女川でも言及がないため貼り付けていなかったが、追加で貼り付けを行った。	
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.11.0）	26-別添2-160	内規欄について、図7.24 におけるBWRの場合の図については、女川でも言及がないため貼り付けていなかったが、追加で貼り付けを行った。	